

議第29号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一
部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「いう。)には」の右に「, その派遣先の勤務に対し
て報酬が支給されないとき, 又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低
いときとして人事委員会規則で定めるときは」を, 「期間中」の右に「, 人
事委員会規則で定めるところにより」を加え, 「100分の70」を「100分の100
以内」に改め, 同項ただし書を削る。

第8条の見出し中「の種類」を削り, 同条本文中「支給する給与の種類
は」を「は, その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき, 又は当該
勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは, その派遣の期
間中」に, 「とする」を「を支給する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き派

遣されている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定による給料等（同項に規定する給料等をいう。以下同じ。）の支給割合（以下「新支給割合」という。）が、施行日の前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第4条第1項の規定による給料等の支給割合（以下「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の条例第4条第1項の規定による給料等の支給割合とする。

- (1) 施行日から平成24年3月31日までの期間 100分の100
- (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間 100分の70
- (3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 100分の40

提案理由

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給する給与の支給割合を改める等の必要があるので提案する。